

国立大学法人宮城教育大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程

平成19年3月14日制定

平成28年2月10日最終改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮城教育大学（以下「本学」という。）の職員等の研究活動における不正行為の防止及び職員等が遵守すべき事項並びに不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等（以下「研究活動の不正行為の防止等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「職員等」とは次の各号に掲げる者をいう。

- 一 役員及び職員（非常勤である者を含む）
- 二 公的研究費による事業の実施に関わるすべての者
- 2 この規程において「公的研究費」とは、国や独立行政法人（他府省を含む）から交付される競争的資金（科学研究費助成事業など）、運営費交付金、寄附金など、本学が管理する全ての資金をいう。
- 3 この規程において「不正行為」とは、研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 捏造 存在しないデータ又は結果を存在するものとして、これを記録し、又は発表する行為
 - 二 改ざん 研究資料、装置又は方法を意図的に操作し、又はデータ若しくは結果を変造して実際とは異なるものを記録し、又は発表する行為
 - 三 盗用 他人のアイデア、手法又は結果を適切に引用せず、又は表示せずに発表する行為
 - 四 不適切なオーサiership 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為
 - 五 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為
 - 六 人権等の侵害 研究活動の対象となる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
 - 七 公的研究費の不適切な使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、学内関係規程等に違反して公的研究費を使用する行為
- 4 この規程において、「特定不正行為」とは、前項第1号から第3号に該当する不正行為をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、本学における研究活動の不正行為の防止等に関し最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針等を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における研究活動の不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、不正行為の防止対策及び不正行為への対応を全学的に統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学における具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最

高管理責任者に報告するものとする。

- 3 第2条第3項第1号から第6号に定める不正行為に関する事項を担当する統括管理責任者は、総務担当理事を、同条第3項第7号に定める不正行為に関する事項を担当する統括管理責任者は財務担当理事をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学に、不正行為の防止を図り、公的研究費の適切な管理・運営に資するためコンプライアンス推進責任者を置き、総務担当理事をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める事項を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

- 一 職員等に対するコンプライアンス教育の実施及びその受講状況の管理監督
- 二 職員等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかのモニタリング及びその改善指導

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、前条に定める職務を遂行するにあたり必要と認めるときは、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学に、研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上を図るため研究倫理教育責任者を置き、第5条第1項に定めるコンプライアンス推進責任者をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育を定期的実施する。

(遵守事項)

第8条 職員等は、健全な研究活動を保持し、公的研究費を適正に使用するとともに、研究活動における不正が起こらない環境を整えるため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 国立大学法人宮城教育大学の学術研究行動規範を遵守すること。
 - 二 不正行為を行わないこと及び加担しないこと。
 - 三 第三者に不正行為をさせないこと。
 - 四 コンプライアンス教育を受講すること。
 - 五 誓約書を提出すること。(別紙様式1)
- 2 公的研究費の配分を受けて研究に携わる職員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 研究倫理教育を受講すること。
 - 二 論文・著書等により発表した研究成果にかかわるすべての研究データを研究成果の発表時点から、原則として、資料(文書、数値データ、画像など)は10年間、試料(実験試料、標本)や装置など「もの」は5年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、第12条に定める研究活動不正行為調査委員会から要請があった場合には開示すること。

(不正防止計画等)

第9条 統括管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因(以下「不正発生要因」という。)を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画(以下「不正防止計画」という。)を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

(不正防止計画推進部署の設置)

第10条 最高管理責任者の下に不正防止計画推進部署として不正防止計画推進室を置く。

- 2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 不正防止計画の策定に関すること。
 - 二 不正防止計画の推進に関すること。
 - 三 不正防止計画に係る運用ガイドラインの策定に関すること。
 - 四 不正防止計画の検証に関すること。
 - 五 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
 - 六 研究活動上の行動規範の浸透を図るための方策に関すること。
 - 七 コンプライアンス教育の実施状況・理解度の把握及び検証に関すること。
 - 八 公的研究費の適正な運営・管理の実態の把握及び検証に関すること。
- 3 不正防止計画推進室は次に掲げる職員をもって組織する。
 - 一 コンプライアンス推進責任者
 - 二 学長が指名する教員 若干人
 - 三 財務課長
 - 四 研究・連携推進課長
- 4 室長はコンプライアンス推進責任者をもって充てる。
- 5 第3項第2号に定める室員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(調査申立・相談窓口の設置)

第11条 本学における不正行為に関する調査申立て及び相談に対応するための窓口は、評価室とする。

(研究活動不正行為調査委員会の設置)

第12条 最高管理責任者は、不正行為に関する申立ての処理について必要があると認めるときは、国立大学法人宮城教育大学研究活動不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - 一 総務担当理事（副学長）
 - 二 学長が指名する職員等 若干人
 - 三 学長が指名する学外の専門家（弁護士、公認会計士等） 若干人
- 3 調査委員会の委員のうち半数以上は、前項第3号の学外の専門家でなければならない。
- 4 第15条に規定する申立て内容の合理性等必要な調査（以下「予備調査」という。）の場合は、第2項の規定にかかわらず、同項第3号の委員については、構成員に加えないことができる。
- 5 第2項の委員は、第13条に規定する調査申立てを行う者（以下「調査申立人」という。）及び第15条に規定する調査の対象となる職員等（以下「調査対象者」という。）と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 6 最高管理責任者は、調査申立人及び調査対象者に対し、調査委員会委員の氏名及び所属を通知するものとする。
- 7 調査申立人及び調査対象者は、前項の通知を受け取った日から10日以内に、理由を付して調査委員会委員の選任について最高管理責任者に異議を申立てることができる。
- 8 最高管理責任者は、前項の申立てがあった場合、その内容を審査し妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行うものとする。
- 9 最高管理責任者は、前項に規定する審査結果及びその対応を調査申立人及び調査対象者に通知するものとする。

- 10 調査委員会に委員長を置き、総務担当理事（副学長）をもって充てる。
- 11 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 12 調査委員会の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決することができる。
- 13 調査委員会の運営等に関し必要な事項は、調査委員会が定める。

（不正行為に関する調査申立及び相談）

第13条 不正行為に関する調査申立て及び相談を行う場合は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書及び面会などにより、窓口に出し出ることができる。

- 2 調査申立人は、不正行為の疑いが存在する合理的な根拠がない申立て、及び悪意（調査対象者を陥れるため、あるいは研究を妨害するためなど、専ら調査対象者に何らかの損害を与えることや調査対象者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思）に基づく申立てを行ってはならない。

（申立ての受付等）

第14条 不正行為に関する調査申立て及び相談を受けた第11条に掲げる評価室は、統括管理責任者へ報告する。

- 2 統括管理責任者は、前項の報告を受け付けたときは、相談である場合を除き、申立ての受理・不受理を決定し、その旨を申立て者に通知する。なお、申立ての意思表示のない相談については、申立てに準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立ての意思があるか否か確認するものとする。
- 3 統括管理責任者は、不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという申立て及び相談については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は警告を行うものとする。
- 4 不正行為に関する調査申立てを正式に受け付ける場合、調査申立人は原則として顕名とし、不正行為を行ったとする研究者、種類、内容等が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されている文書（別紙様式2）を提出させるものとする。
- 5 第11条に掲げる評価室以外の本学職員が、不正行為に関する申立て及び相談を受けた場合は速やかに評価室に連絡しなければならない。

（予備調査）

第15条 統括管理責任者は、第14条に規定する調査申立てを受理したときは、速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は調査委員会に予備調査を行うよう指示する。

- 2 調査委員会は、調査申立人に対し、不正行為の疑いが存在する根拠の説明又は事実の存在を示す証拠の提出を求めることができる。
- 3 調査委員会は、予備調査を実施するに当たって、必要に応じて調査対象者に対し、事情聴取を行うことができる。
- 4 調査委員会は、申立てを受け付けた日から30日以内に、第2項の規定による説明及び証拠等を基に予備調査を実施し、当該事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施するかどうかの決定を行う。
- 5 統括管理責任者は、第4項の結果を、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者はその旨を理由とともに調査申立人及び調査対象者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び調査申立人から請求があったときは、当該資料等を開示する。

- 7 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合において、調査対象となる研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関に対し、その旨を通知する。
- 8 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合において、調査対象者に対し、調査対象とされた研究に係る公的研究費の支出を停止することができる。

(本調査)

- 第16条 調査委員会は、本調査を実施する場合には、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議のうえ、本調査実施決定日から30日以内に調査を開始し、原則として調査開始日から90日以内に当該調査を終了するものとする。
- 2 本調査は、当該研究について、関係資料等の精査、関係者のヒアリング、その他調査に必要な方法により行うものとする。
 - 3 調査申立人、調査対象者及びその他の関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
 - 4 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、調査対象者に対し、書面又は口頭等による弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 調査委員会は、不正行為が行われた可能性を調査するため、必要に応じ調査委員会の指導・監督の下に再現実験を行わせることができるものとする。

(資料等の保全)

- 第17条 調査委員会は、調査対象となる研究に関して、事実の適正な認定に必要な資料等を保全する措置をとらなければならない。
- 2 本学は、他機関において不正行為の調査対象となる本学で行われた研究に関しても、他機関の要請に応じて前項と同様の措置をとらなければならない。
 - 3 第1項の資料等が他機関にあるときは、本学は、当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。

(認定及び措置)

- 第18条 調査委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審査し、その認定を行う。なお、特定不正行為に該当すると認定したときは、その研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割も認定する。
- 2 調査委員会は、前項の認定結果について、調査開始日から原則150日以内に報告書を作成し、最高管理責任者に報告する。
 - 3 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、その結果を調査申立人及び調査対象者に通知する。なお、調査対象者が他機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
 - 4 最高管理責任者は、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し次に掲げる措置をとるものとする。
 - 一 必要に応じて研究活動の停止を命ずる業務命令
 - 二 懲戒又は訓告等について、国立大学法人宮城教育大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第79条又は第82条に基づく措置
 - 三 悪質性が高い不正行為に対する刑事告発又は民事訴訟
 - 四 特定不正行為と認定された論文等の取下げの勧告

- 5 最高管理責任者は、調査対象者に不正行為の事実がないと確認した場合は、次に掲げる措置をとるものとする。
- 一 調査対象者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置
 - 二 調査対象者に不正行為の疑いが存在する合理的な根拠がない場合あるいは悪意に基づく申立てをしたことが、明らかであると認められた場合の調査申立人に対する懲戒又は訓告等については、就業規則第79条又は第82条に基づく措置
 - 三 前号の措置をとる場合における調査申立人に対する弁明の機会の付与

(監督責任)

第19条 学長は、調査対象者に不正行為の事実があると確認した場合であつて、当該不正行為が、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者（以下「各責任者」という。）が管理監督の責務を充分果たさず、結果的に不正を招いたと認められる場合、各責任者に対し、就業規則第81条又は第82条に基づく懲戒又は訓告等の措置をとるものとする。

(不服申立て)

- 第20条 調査対象者は、第18条第4項の認定に対し不服がある場合は、認定の通知を受けた日から60日以内に不服の申立てを行うことができる。
- 2 調査申立人は、第18条第5項の認定に対し不服がある場合には、認定の通知を受けた日から60日以内に不服の申し立てを行うことができる。
 - 3 前2項による不服申立ては、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
 - 4 最高管理責任者は、不服申立てがあつた場合は、調査委員会に当該不服申立ての審査を付託する。
 - 5 不服申し立ての趣旨が、調査委員会委員の適格性にかかわるものである場合は、最高管理責任者がその内容が妥当であると判断したときは、調査委員会委員を交代させて再調査及び審査させることができる。
 - 6 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否か、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするかを判断し、速やかに最高管理責任者に報告する。
 - 7 最高管理責任者は、前項の報告を受け、当該事案の再調査等を行うか否か決定するとともに、その結果を不服申立者が調査申立人の場合は、不服申立者及び調査対象者に、不服申立者が調査対象者の場合は不服申立者及び調査申立人に通知する。なお、調査申立てが悪意に基づくものと認定された者が不服申立者の場合には、所属機関にも通知する。また、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的と最高管理責任者が判断した時は、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
 - 8 調査委員会は再調査を行う決定を行った場合には、不服申立者に対し、先の認定の結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。ただし、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立者に当該決定を通知する。
 - 9 調査委員会は、再調査を行うにあたり、第1項の不服申立てについては50日以内に、第2項の不服申立てについては30日以内に、第18条に基づく認定の結果を覆すか否かを判断し、最高管理責任者に報告する。
 - 10 最高管理責任者は、前項の報告を受け、第18条に基づく認定の結果を覆すか否かを決定するとともに、その結果を不服申立者が調査申立人の場合は、不服申立者及び調査対象者に、不服申立者が調査対象者の場合は不服申立者及び調査申立人に通知する。なお、調査対象者及び申立てが悪

意に基づくものと認定された不服申立者が他機関に所属する場合は、その所属機関にも通知する。

(不正行為にかかる配分機関等への報告)

第21条 最高管理責任者は、不正行為と認定された研究活動について、競争的資金配分機関及び必要に応じて関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関、その他の関連機関への認定概要を報告するものとする。

(公的研究費の不適切な使用にかかる配分機関への報告)

第22条 最高管理責任者は、公的研究費の不適切な使用と認定された研究活動について、通報を受けた日から210日以内（以下この項において「報告期限」という。）に、公的研究費の不適切な使用にかかる調査結果を配分機関に報告するものとする。ただし、報告期限までに調査が完了しない場合は、調査の進捗状況報告を配分機関に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、調査過程で一部でも公的研究費の不適切な使用が行われたことが認定された場合は、速やかに配分機関へ報告するものとする。

3 最高管理責任者は、配分機関から当該配分機関が配分する競争的資金等の不適切な使用に係る調査の経過について報告を求められたときは、当該調査の進捗状況報告を配分機関に報告するものとする。

(特定不正行為にかかる配分機関等への報告)

第23条 最高管理責任者は、第20条の規定にかかわらず、特定不正行為と認定された研究活動については、次に掲げる事項について配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

- 一 本調査実施の決定
- 二 本調査結果
- 三 不服申立てがあったとき
- 四 不服申立ての却下及び再調査開始の決定
- 五 再調査の結果

(調査資料の提出等)

第24条 最高管理責任者は、配分機関から要求があるときは、当該配分機関が配分する競争的資金等について、当該競争的資金等の不正行為に係る調査に関する資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。ただし、調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公開)

第25条 最高管理責任者は、不正行為の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公開するものとする。公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

2 不正行為の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公開しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、悪意に基づく申立ての認定があったときは、調査申立人の氏名・所属を併せて公表する。

(秘密の保持)

第26条 調査委員会及びその関係者は、受付及び調査の過程において知ることのできた秘密を漏ら

してはならない。

(調査申立人及び調査協力者等の保護)

第27条 本学の職員等は、調査申立人又は不正行為に関する相談をした者及び調査に協力する者に対して、申立て、相談又は情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならない。

(利害関係者の排除)

第28条 調査委員会委員及び調査申立て窓口担当者は、申立て者及び調査対象者と直接の利害関係を有する場合は、当該申立ての処理に関与してはならない。

(内部監査)

第29条 本学における公的研究費の不適正な使用の防止に関する監査(以下「内部監査」という。)は、評価室及び宮城教育大会計監査要項第7条に規定する学長が命じる監査員が実施する。

2 内部監査の実施は、宮城教育大会計監査要項に基づき実施する。

3 前項に定めるもののほか、防止計画推進室との連携により、不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うとともに、監事及び会計監査人との連携を強化した監査を行うものとする。

(準用)

第30条 本学職員等以外の者からの調査申立てについては、この規程を準用する。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為の防止等に関し必要な事項は、不正防止計画推進室が別に定める。

附 則 (19 規第 4 号制定)

この規程は、平成19年3月14日から施行する。

附 則 (20 規第 4 号改正)

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

附 則 (24 規第 1 3 号改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (25 規第 1 7 号改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (27 規第 2 号改正)

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

附 則 (27 規第 1 1 号改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27 規第 2 9 号改正)

この規程は、平成27年9月9日から施行する。

附 則 (28 規第 3 号改正)

この規程は、平成28年2月10日から施行する。

(別紙様式1) (職員等用)

平成 年 月 日

国立大学法人宮城教育大学長 殿

所 属:

氏 名: 印

誓 約 書

私は、本学での研究活動にあたり、必要なコンプライアンス教育を受講いたしましたので、下記の事項を遵守し、研究活動等を行います。

記

1. 法令及び本学の規則等を順守し、不正に関与いたしません。
2. 内部監査、その他調査等において、関係書類の閲覧・提出の要請があった場合は、速やかに対処いたします。
3. 不正行為を行った場合は、処分を受けても異議はありません。
4. 不正行為の依頼等があった場合には速やかに通報いたします。

(別紙様式2)

研究活動の不正行為に関する申立書

申立日：平成 年 月 日

宮城教育大学長 殿

所 属 :
職名等 :
氏 名 : 印
連絡先 :

宮城教育大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程第14条の規程に基づき、下記の研究活動における不正行為について申立てを行います。

記

1. 対象研究者

所 属 :
職名等 :
氏 名 :

2. 不正行為の種類
の別 : 1. ねつ造
2. 改ざん
3. 盗用
4. 不適切なオーサiership
5. 不適切な投稿又は出版
6. 人権等の侵害
7. 公的研究費の不適切な使用

3. 不正行為の内容

4. 不正行為の発生時期 : 年 月

5. 不正行為の発生場所 :

6. 証拠資料 :

7. 対象研究資金について

助成機関名 :
資金の名称 :
課 題 名 :
番 号 :

8. 添付書類 :